

第5章 給水管及び給水用具

1 基準適合品の使用

- (1) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（以下「基準省令。」）により個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能及びその定量的な判断基準の明確化を図り、給水装置の製造者、販売者、輸入者等の誰もが基準適合を一律に判断可能となったことから、基準に適合していることの確認は「自己認証」を基本とする。
- (2) 指定事業者は、給水装置等に使用する給水管や給水用具について、その製品の製造者、販売者、輸入者等の資料により、基準に適合していることを確認しなければならない。
- (3) 個々の給水管及び給水用具が性能基準を満たすとともに、給水装置工事が適正に施工される事が必要であり、逆流防止、凍結防止、防食等の機能が備わっていなければならない。
- (4) 製品が構造及び材質基準に適合していることを認証することを業務とする「第三者認証機関」もあり、その認証済みマークが表示されている製品もある。

2 性能基準に適合する給水装置用材料

「構造及び材質基準」に適合した給水管及び給水用具には、自己認証品、第三者認証品、適合が明らかな製品がある。

(1) 自己認証品

製造業者や販売業者が自らの責任において、性能基準に適合していることを証明する製品。証明には、製造業者等か自らまたは、試験機関等に委託して得た試験成績書等を使用する。

(2) 第三者認証品

製造業者等との希望に応じて、第三者認証機関が性能基準に適合することを証明、認証した製品。

第三者認証機関は、製品サンプル試験を行い、性能基準に適合しているか否か等の検査を行って基準の適合性を認証したうえで、当該認証機関の認証マークを製品に表示することを認める。第三者認証機関には、公益社団法人日本水道協会、一般財団法人日本燃焼機器検査協会、一般財団法人電気安全環境研究所及び一般財団法人日本ガス機器検査協会がある。

(3) 適合が明らかな製品

水道用JIS規格、JWWA規格のように性能基準の適合が明らかな製品。

3 基準適合品の確認方法





給水装置データベース

名称	ホームページアドレス
厚生労働省給水装置データベース	kyuusuidb.mhlw.go.jp/tec/kyusuidb/KYU-menu.html

第三者認証業務を行っている機関

名称	ホームページアドレス
公益社団法人 日本水道協会（JWWA）	www.jwwa.or.jp
一般財団法人 日本燃焼機器検査協会（JHIA）	www.jhia.or.jp
一般財団法人 電気安全環境研究所（JET）	www.jet.or.jp
一般財団法人 日本ガス機器検査協会（JIA）	www.jia-page.or.jp

第三者認証機関マーク

第三者認証機関名	認証組織	審査内容等	表示マーク
(公社) 日本水道協会	品質認証センター	基本基準適合品	 
		基本基準適合品 寒冷地仕様	 
		基本基準適合品 寒冷地と共用 仕様	 
		特別基準適合品 技術基準適合品	 
	審査部	日水協規格の 適合	  
(一財) 日本燃焼機器 検査協会	検査部	性能基準の適合	
(一財) 電気安全環境 研究所	お客様 サービス部	性能基準の適合	
(一財) 日本ガス機器 検査協会	製品認証部	性能基準の適合	

JIS規格マーク

	JIS マーク
水道用 JIS 規格マーク	

4 給水装置用材料の認証

この認証図は、一般的例に基づいて作成したものである。

